（株式の併合に関する事後開示事項）

第三十三条の十　法第百八十二条の六第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　株式の併合が効力を生じた日

二　法第百八十二条の三の規定による請求に係る手続の経過

三　法第百八十二条の四の規定による手続の経過

四　株式の併合が効力を生じた時における発行済株式（種類株式発行会社にあっては、法第百八十条第二項第三号の種類の発行済株式）の総数

五　前各号に掲げるもののほか、株式の併合に関する重要な事項

第三十五条第一項第四号中へをトとし、ロからホまでをハからへまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　株式売渡請求による売渡株式の全部の取得

第三十五条第一項第五号中「へ」を「ト」とし、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　株式売渡請求により特別支配株主が売渡株式の取得の対価として交付する金銭の交付を受ける権利

第三十五条第二項第一号中「、第六号及び第七号」を「及び第六号から第八号まで」に改める。

第四十条の見出し中「通知等」を「通知」に改め、同条中「事項を金融商品取引法」を「事項を同法」に、「継続して金融商品取引法」を「継続して同法」に改める。

第四十二条の次に次の三条を加える。

（株主に対して通知すべき事項）

第四十二条の二　法第二百六条の二第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定引受人（法第二百六条の二第一項に規定する特定引受人をいう。以下この条において同じ。）の氏名又は名称及び住所

二　特定引受人（その子会社等を含む。第五号及び第七号において同じ。）がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数

三　前号の募集株式に係る議決権の数

四　募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数

五　特定引受人に対する募集株式の割当て又は特定引受人との間の法第二百五条第一項の契約の締結に関する取締役会の判断及びその理由

六　社外取締役を置く株式会社において、前号の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

七　特定引受人に対する募集株式の割当て又は特定引受人との間の法第二百五条第一項の契約の締結に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見

（株主に対する通知を要しない場合）

第四十二条の三　法第二百六条の二第三項に規定する法務省令で定める場合は、株式会社が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法の規定に基づき第四十条各号に掲げる書類（前条各号に掲げる事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供している場合を含む。）であって、内閣総理大臣が当該期日の二週間前の日から当該期日まで継続して同法の規定に基づき当該書類を公衆の縦覧に供しているときとする。

（株主に対する通知を要しない場合における反対通知の期間の初日）

第四十二条の四　法第二百六条の二第四項に規定する法務省令で定める日は、株式会社が金融商品取引法の規定に基づき前条の書類の届出又は提出（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供した場合にあっては、その提供）をした日とする。

第二編第二章第六節中第四十六条の次に次の一条を加える。

（出資の履行に関して責任をとるべき取締役等）

第四十六条の二　法第二百十三条の三第一項に規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　出資の履行（法第二百八条第三項に規定する出資の履行をいう。以下この条において同じ。）の仮装に関する職務を行った取締役及び執行役

二　出資の履行の仮装が取締役会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ　当該取締役会の決議に賛成した取締役

ロ　当該取締役会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した取締役及び執行役

三　出資の履行の仮装が株主総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ　当該株主総会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した取締役

ロ　イの議案の提案の決定に同意した取締役（取締役会設置会社の取締役を除く。）

ハ　イの議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会の決議に賛成した取締役

ニ　当該株主総会において当該出資の履行の仮装に関する事項について説明をした取締役及び執行役

第五十三条の見出し中「通知等」を「通知」に改め、同条中「法第二百三十八条第一項第四号に規定する割当日」を「割当日（法第二百三十八条第一項第四号に規定する割当日をいう。第五十五条の四において同じ。）」に、「同項」を「法第二百三十八条第一項」に、「事項を金融商品取引法」を「事項を同法」に、「継続して金融商品取引法」を「継続して同法」に改める。

第五十四条の見出し中「対する」を「対して」に改める。

第五十五条の見出し中「対して」を「対する」に改める。

第五十五条の次に次の四条を加える。

（株主に対して通知すべき事項）

第五十五条の二　法第二百四十四条の二第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定引受人（法第二百四十四条の二第一項に規定する特定引受人をいう。以下この条及び次条第三項において同じ。）の氏名又は名称及び住所

二　特定引受人（その子会社等を含む。以下この条及び次条第三項において同じ。）がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式（法第二百四十四条の二第二項に規定する交付株式をいう。次号及び次条第三項において同じ。）の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数

三　前号の交付株式に係る最も多い議決権の数

四　第二号に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数

五　特定引受人に対する募集新株予約権の割当て又は特定引受人との間の法第二百四十四条第一項の契約の締結に関する取締役会の判断及びその理由

六　社外取締役を置く株式会社において、前号の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

七　特定引受人に対する募集新株予約権の割当て又は特定引受人との間の法第二百四十四条第一項の契約の締結に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見